

○第2次締切(～3/10)までに寄せられた質問事項への回答(第2回)(政令案・運用基準案関連)

平成26年3月24日

	質問事項	回答
181	<p>附則第3条における施行後5年を経過した行政機関に関する規定について、情報保全諮問委員会は、貴室の示された案のどの部分で検討することになるのか説明して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 附則第3条は、法施行後5年の間に特定秘密を保有したことがない機関として政令で定めるものを法2条で規定する行政機関から除くこと及びその請求に基づき内閣総理大臣が法18条2項に規定する有識者の意見を聴いて特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものは法2条で規定する行政機関に含まれることを定めたものであり、これらの政令で定める機関について検討するに当たっては、行政機関における特定秘密の指定や提供を受けたことなどの法の施行状況を確認する必要があると考えます。 ● 一方、今回お示したのは、法の施行の際に「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)」に盛り込むべき事項の案であるため、附則第3条に関する事項について盛り込んでおりません。
182	<p>「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)に盛り込むべき事項(案)」について 1頁の「2 特定秘密の指定 (1)指定に伴う措置」の最初の○の記載内容のひとつに「前号の情報に係る法別表に掲げる事項」が挙げられているが、この法別表事項は、書面による場合、1書面につき該当する事由が列挙されることになるのか。それとも、米国の情報自由法に基づく部分開示に見られるように、当該非開示部分ごとに該当事由が示される(場合によっては、列挙される)ことになるのか、ご教示願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の指定の対象は、個々の文書、物件ではなく、情報であり、特定秘密に指定された各情報について書面で法第3条第2項に定める指定の記録を作成する場合は、1つの特定秘密につき1書面で記録を作成し、その中で該当する別表の事項を記載することを検討しています。(ここに記載された「書面」は特定秘密が記録された「文書」とは別の「指定書」のようなものを指しています。)
183	<p>「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)に盛り込むべき事項(案)」について 同案1頁の上記の部分の最初から4つ目の○に「特定秘密管理者を指名し、指定をしたとき」とあるが、この指名と指定の定義、又は違いは何か説明して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の部分は、各行政機関において特定秘密の指定の有無にかかわらず、あらかじめ、特定秘密の保護に関する業務の管理に当たる特定秘密管理者を指名しておき、法第3条第1項の規定による特定秘密の指定をしたときに、当該指定に係る特定秘密管理者に所要の事項を通報することとするものです。(資料中に分かりにくい表現を用いたことについてお詫び申し上げます。)
184	<p>「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)に盛り込むべき事項(案)」について 同案2頁の「(3)指定の有効期間の延長に伴う措置」の2つ目の○に「職員にその旨を周知させなければならない」とあるが、職員だけで適合事業者の従業者には周知しないのか。また、別の箇所でのその周知を想定しているのかご教示願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密を保有させ、又は提供した適合事業者については、「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)に盛り込むべき事項(案)」2頁の「(3)指定の有効期間の延長に伴う措置」の1つ目の○中「当該指定に係る特定秘密の提供先」として、指定の有効期間を延長する行政機関の長から、指定の有効期間を延長する旨を通知することを検討しております。 ● 適合事業者内において特定秘密の取扱いの業務に従事する職員については、行政機関が直接に指揮監督できないことを踏まえ、同3頁「法第5条第5項の政令で定める事項(適合事業者との契約で定める事項)」の「これらのほか、特定秘密の保護上必要な措置」の一部として規定し、上記の通知を受けた適合事業者により個々の従業者に対して周知を行わせることを想定しております。
185	<p>「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)に盛り込むべき事項(案)」について 同案3頁の2つ目の文章において「教育の実施」とあるが、米国の大統領令13526号の1.3条(d)項のように、これを受講しないと特定秘密の取扱いができないというような規定を設けるつもりはあるのか、説明して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲は、法5条1項において、「(法)第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる」者のうちから行政機関の長が定めることとされていることから、御指摘のような規定を資料中には盛り込んでおりませんでした。 ● 当方としても、特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に特定秘密に係る保護措置に関する知識を具備させ、その意識啓発を図ることは情報保護の観点から極めて重要であると考えております。このため、特定秘密を取り扱う職員に対する保全教育に係る諸規則の検討に際しては、御指摘を踏まえ、新たに特定秘密を取り扱う職員については、可能な限り事前に必要な情報保全に関する知識等を具備させる方策についても検討してまいります。
186	<p>「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)に盛り込むべき事項(案)」について 同案3頁の最後の○で「適合事業者との契約で定める事項」が列挙されているが、この中には明白に契約違反に関する措置が規定されていないように見える。具体的に、適合事業者が特定秘密の取扱いにつき違反行為があった場合には、どのような措置を想定しているのか。また、通常の行政契約における違反規定に加え、将来の入札等における不利益を被る措置等は検討しているのか説明して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の防衛秘密制度においては適合事業者が防衛秘密の保護に関し必要な事項について定めた契約に違反した場合には、秘密を漏えいした場合における違約金の支払いに関する契約に基づき違約金を徴することなどが行われていると承知しています。 ● 特定秘密制度における取扱いについては、防衛秘密制度における取扱いや諮問会議の委員の御意見を踏まえつつ検討してまいります。
187	<p>米国のように、(セキュリティ・クリアランス制度における)機密情報不開示契約の締結義務を政令で定めないので、ご教示願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合に、これを漏らすおそれがないと認められた者に対して、更に御指摘のような「機密情報不開示契約」に署名する法的義務を本法では課していないため、ご指摘のような規定について、資料中には盛り込んでおりませんでした。 ● 御指摘を踏まえ、人的保護措置等を検討するに際しては、特定秘密を取り扱う個々の職員の情報保全意識の更なる徹底を図るための方策についても検討してまいります。

政令案に盛り込むべき事項(案)へのコメント

平成26年5月9日時点

番号	事項	条文	コメント	反映状況
1 行政機関				
	国家行政組織法第8条の二の施設等機関及び同法第8条三の特別機関	第2条第5号		
	指定を行わない行政機関	第3条第1項	「指定を行わない行政機関」を本政令で定めるとのことであるが、特定秘密の指定を行う行政機関(本政令で除外されない行政機関)の範囲は、広範に過ぎないように精査いただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 立法時の国会における議論や委員の皆様の意見等を踏まえ、法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関については特定秘密の指定を行う行政機関を限定する方向で検討を進めていきます。
			法の「行政機関」には、復興庁や原子力規制委員会なども含まれると理解している。これらも秘密指定を行う行政機関として想定しているのか。	
2 特定秘密の指定				
(1)	指定に伴う措置	第3条第2項	一つの文書の中で、具体的にどの部分が特定秘密にあたる情報が判別できるようになるのか。	※ 運用基準へのコメントに既出。
			「記載等する」という表現は不自然。	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回お配りをした「盛り込むべき事項」においては内容を要約して記載したので「記載等」としておりました。 ● 「特定秘密指定管理簿」については、文書又は電磁的記録のいずれでも作成することが可能とするため、施行令案で記載予定の事項について「記載し、または記録する」と規定する方向で検討を進めております。
			保存期間は秘密指定の問題ではないので、秘密指定のときに決めることでもない。しかし、秘密指定期間と並べて記載しておかないと、秘密指定期間より保存期間の方が短いという誤りが生じないとも限らないのではないかと。行政実務では、保存期間の認識について誤ることはないような管理の仕方が徹底していると理解してよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 正本・原本が別途保存されている場合の複写物や分析資料の基となった断片情報等、秘密保全及び公文書の管理の観点から、長期間保存する必要のない、あるいは長期間の管理が現実的に困難な文書も多いのが実状です。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(2)	指定の有効期間の満了に伴う措置	第4条	指定情報が複数の場所に拡散している場合であっても、期間満了に伴う取扱は、同時期に、どこでも同じになるようにする必要がある。どのような通知方法にする予定なのか。	● 運用基準において、行政機関の長が、特定秘密の指定を解除した時に、当該特定秘密を取り扱う者に当該指定が解除された旨を周知させる旨定める予定です。
(3)	指定の有効期間の延長に伴う措置	第4条第2項		
	職員への周知			
	内閣の承認を得ようとする場合の保護措置	第4条第5項		
(4)	指定の解除に伴う措置	第4条第7項		
(5)	特定秘密の保護措置	第5条第1項	複数部作成される資料の管理はどうするのか。	● 複数部作成される、特定秘密である情報を記録する文書の適切な管理は特定秘密の保護の観点から重要であると考えています。 ● 本件については政令事項ではありませんが、各省における文書管理のモデルを示すことについても検討したいと考えております。
			「職員の範囲」は、担当する部署を指すのか、特定の個人を指すのか。	● その取扱いの業務を行わせる職員の範囲を課の班、係等の単位で指定することを予定しています。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>「紛失等が発生した場合の措置」は、「紛失」の実情に合わせて実効的な対応が速やかに行われる必要があるので、具体的な場合を想定して基本対応やいくつかの対応類型などを定めておいた方がよいのではないかと。</p>	<p>● ご指摘を踏まえつつ、紛失等が発生した場合の措置の基本的内容について政令レベルで規定する内容の検討をしております。</p>
	<p>都道府県警察が特定秘密を保有する際に警察庁長官が指示する保護措置</p>	<p>第5条第3項</p>		
	<p>適合事業者の基準</p>	<p>第5条第4項</p>		
	<p>適合事業者との契約で定める事項</p>	<p>第5条第5項</p>	<p>派遣労働者も従業者に含まれるとされているが、どのようにして範囲を定めるのか。個人情報保護の例ではあるが、役所に1ヶ月程度の短期で派遣された派遣労働者が、個人情報ファイルにアクセスして、不正な閲覧をした事例もある。長年製造等に携わってきた派遣労働者であれば信用はあるのであろうが、特定秘密の取扱いの業務に従事する派遣労働者の範囲を、例えば「適合事業者が指名する者」といった形で定め、包括的に委任するとすれば、当該派遣労働者も適性評価を経ることを要するとはいえ、情報漏えいの危険を伴うことになるだろう。</p>	<p>● 従業者をどのような範囲で認めるかについては行政機関の長が判断し、その結果が契約に明記されることになるかと考えています。 ● なお、現行の防衛秘密制度においては派遣労働者に防衛秘密を取り扱わせている例はないと承知していません。</p>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			「特定秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施」とあるが、検査を実施するからには、結果を行政機関に報告する規定が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の防衛秘密制度においては、政令で左記と同様の規定となっており、検査の実施結果の報告については、防衛大臣の訓令で定められた特約条項のひな形において「乙(契約業者)は、(中略)毎年、甲(防衛省)が指示する時期に、秘密保全規則、業務管理者、保全教育の内容及び施設設備の状況を、甲に報告しなければならない。」とされています。
			刑罰の適用上、拡大解釈のおそれがないよう、契約形態や契約条件ごとにひな形を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第5条第5項の政令で定める事項(適合事業者との契約で定める事項)については、前回お配りをした「盛り込むべき事項」に記載した内容を踏まえ検討をしています。 ● 企業との契約のひな形については政令事項ではありませんが、各省にモデルを示すことについても検討していきたいと考えております。
3 特定秘密の提供				
	他の行政機関に提供する場合の協議事項	第6条第2項		
	安全保障以外の公益上の必要による提供の相手方が講じる措置	第10条第1項第1号		
4 特定秘密の取扱者の制限				
	行政機関の長、国務大臣等以外で適性評価を要しない者	第11条第7号	4について、「国会の両院の議決又は同意に拠ることを必要とする者(中略)等」とあるが、この「等」は何か。「国会の両院の議決又は同意に拠ることを必要とする者」だけしか想定しないのであれば、その者を法定すればよかつたのではないか。(どこで線引きをするのか)	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第11条第7項に基づき政令で定める者については、対象となる者を個別に列挙する方向で検討しています。
			(「就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするもの(国家公安委員会の委員等)等とすること」について)例を2、3あげるべき。	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
5 適性評価				
		第12条から第17条	法第16条第1項の政令で定める事由は、個別具体的な制限列挙にできるか。できるかぎり、「等」「その他…」という項目は入れない方がよいと思うが。	● 御指摘を踏まえつつ、個別具体的な制限列挙となるよう政令における規定内容の検討を進めています。
			適合事業者の従業員に対する適性評価手続の具体的な進め方はどうなるのか。	● 運用基準で、適合事業者の従業員についての適性評価の手続を規定することとしています。
			取扱者に指定されている間の異常を知る方法と、その後の対応の仕方はどうなるのか。	● 職員や上司等に法第12条第1項第3号に該当する可能性があるものとして報告を求める具体的な事情を列記し、報告を受けた行政機関において、「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」に該当するか否かを判断することとしています。(IV9(1)ア)
6 その他				
	施行期日その他所要の規定を設けること	附則第1条等		
			重要な秘密について、緊急やむを得ない場合に緊急廃棄することとできる仕組みを設けるのはやむを得ないのではないかと感じている。他方、これは例外的なものとするべきである。緊急廃棄については、現行の防衛秘密のように訓令ではなく、政令で要件を明確に規定するべきと考える。	● 特定秘密を記録する文書等の盗難・奪取等、特定秘密の漏えいの危険が切迫しており、特定秘密の漏えいを防止するための措置として、当該文書等の廃棄以外の合理的な手段が無いと認められる場合における、特定秘密を記録する文書等の緊急廃棄に係る規定を政令で設けることについて、その可否を含めて検討しています。
			「具体的な内容は検討中」とのことだが、歴史公文書扱いを前提として、破棄を禁止する方向でご検討いただきたい。	● 特定秘密を記録する文書の取扱いについては、現在の防衛秘密とは異なり、公文書管理法の適用を受けることを原則としています。歴史公文書としての取扱いについては、「運用基準案の盛り込むべき事項(案)へのコメント」もご参照ください。

政令案に盛り込むべき事項(案)へのコメント

平成26年6月4日時点

番号	事項	条文	コメント	反映状況
1 行政機関				
	国家行政組織法第8条の二の施設等機関及び同法第8条三の特別機関	第2条第5号		
	指定を行わない行政機関	第3条第1項	「指定を行わない行政機関」を本政令で定めるとのことであるが、特定秘密の指定を行う行政機関(本政令で除外されない行政機関)の範囲は、広範に過ぎないように精査いただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 立法時の国会における議論や委員の皆様のご意見等を踏まえ、法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関については、今後関係省庁と調整を要しますが、施行令素案(たたき台)第3条においては、特定秘密の指定を行う行政機関を限定して規定しました。
			法の「行政機関」には、復興庁や原子力規制委員会なども含まれると理解している。これらも秘密指定を行う行政機関として想定しているのか。	
2 特定秘密の指定				
(1)	指定に伴う措置	第3条第2項	一つの文書の中で、具体的にどの部分が特定秘密にあたる情報が判別できるようになるのか。	※ 運用基準へのコメントに既出。
			「記載等する」という表現は不自然。	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回お配りをした「盛り込むべき事項」においては内容を要約して記載したので「記載等」としておりました。 ● 「特定秘密指定管理簿」については、文書又は電磁的記録のいずれでも作成することが可能とするため、施行令素案(叩き台)では「記載し、又は記録する」と規定しました。
			保存期間は秘密指定の問題ではないので、秘密指定のときに決めることでもない。しかし、秘密指定期間と並べて記載しておかないと、秘密指定期間より保存期間の方が短いという誤りが生じないとも限らないのではないかと。行政実務では、保存期間の認識について誤ることはないような管理の仕方が徹底していると理解してよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 正本・原本が別途保存されている場合の複写物や分析資料の基となった断片情報等、秘密保全及び公文書の管理の観点から、長期間保存する必要のない、あるいは長期間の管理が現実的に困難な文書も多いのが実状です。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(2)	指定の有効期間の満了に伴う措置	第4条	指定情報が複数の場所に拡散している場合であっても、期間満了に伴う取扱は、同時期に、どこでも同じになるようにする必要がある。どのような通知方法にする予定なのか。	● 運用基準において、行政機関の長が、特定秘密の指定を解除した時に、当該特定秘密を取り扱う者に当該指定が解除された旨を周知させる旨定める予定です。
(3)	指定の有効期間の延長に伴う措置	第4条第2項		
	職員への周知			
	内閣の承認を得ようとする場合の保護措置	第4条第5項		
(4)	指定の解除に伴う措置	第4条第7項		
(5)	特定秘密の保護措置	第5条第1項	複数部作成される資料の管理はどうするのか。	● 複数部作成される、特定秘密である情報を記録する文書の適切な管理は特定秘密の保護の観点から重要であると考えています。 ● 本件については政令事項ではありませんが、各省における文書管理のモデルを示すことについても検討したいと考えております。
			「職員の範囲」は、担当する部署を指すのか、特定の個人を指すのか。	● その取扱いの業務を行わせる職員の範囲を課の班、係等の単位で指定することを予定しています。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>「紛失等が発生した場合の措置」は、「紛失」の実情に合わせて実効的な対応が速やかに行われる必要があるので、具体的な場合を想定して基本対応やいくつかの対応類型などを定めておいた方がよいのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、紛失等が発生した場合の措置の基本的内容について、施行令素案(たたき台)第13条第1項第11号等で「被害の発生及び再発の防止、原因の究明その他の措置」と規定しました。
	<p>都道府県警察が特定秘密を保有する際に警察庁長官が指示する保護措置</p>	<p>第5条第3項</p>		
	<p>適合事業者の基準</p>	<p>第5条第4項</p>		
	<p>適合事業者との契約で定める事項</p>	<p>第5条第5項</p>	<p>派遣労働者も従業者に含まれるとされているが、どのようにして範囲を定めるのか。個人情報保護の例ではあるが、役所に1ヶ月程度の短期で派遣された派遣労働者が、個人情報ファイルにアクセスして、不正な閲覧をした事例もある。長年製造等に携わってきた派遣労働者であれば信用はあるのであろうが、特定秘密の取扱いの業務に従事する派遣労働者の範囲を、例えば「適合事業者が指名する者」といった形で定め、包括的に委任するとすれば、当該派遣労働者も適性評価を経ることを要するとはいえ、情報漏えいの危険を伴うことになるだろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業者をどのような範囲で認めるかについては行政機関の長が判断し、その結果が契約に明記されることになるかと考えています。 ● なお、現行の防衛秘密制度においては派遣労働者に防衛秘密を取り扱わせている例はないと承知しています。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			「特定秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施」とあるが、検査を実施するからには、結果を行政機関に報告する規定が必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の防衛秘密制度においては、政令で左記と同様の規定となっており、検査の実施結果の報告については、防衛大臣の訓令で定められた特約条項のひな形において「乙(契約業者)は、(中略)毎年、甲(防衛省)が指示する時期に、秘密保全規則、業務管理者、保全教育の内容及び施設設備の状況を、甲に報告しなければならない。」とされています。
			刑罰の適用上、拡大解釈のおそれがないよう、契約形態や契約条件ごとにひな形を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第5条第5項の政令で定める事項(適合事業者との契約で定める事項)については、各行政機関において講じられる保護措置の内容と同様のものとなるよう、施行令素案(たたき台)第16条に規定しました。 ● 企業との契約のひな形については政令事項ではありませんが、各省にモデルを示すことについても検討していきたいと考えております。
3 特定秘密の提供				
	他の行政機関に提供する際の協議事項	第6条第2項		
	安全保障以外の公益上の必要による提供の相手方が講じる措置	第10条第1項第1号		
4 特定秘密の取扱者の制限				
	行政機関の長、国務大臣等以外で適性評価を要しない者	第11条第7号	4について、「国会の両院の議決又は同意に拠ることを必要とする者(中略)等」とあるが、この「等」は何か。「国会の両院の議決又は同意に拠ることを必要とする者」だけしか想定しないのであれば、その者を法定すればよかつたのではないか。(どこで線引きをするのか)	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、法第11条第7項に基づき政令で定める者については、施行令素案(たたき台)第19条において限定して規定しました。
			(「就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするもの(国家公安委員会の委員 等)等とすること」について)例を2、3あげるべき。	
5 適性評価				

番号	事項	条文	コメント	反映状況
		第12条から第17条	法第16条第1項の政令で定める事由は、個別具体的な制限列挙にできるか。できるかぎり、「等」「その他…」という項目は入れない方がよいと思うが。	● 御指摘を踏まえ、施行令素案(たたき台)第22条において個別の事由を列挙して規定しました。
			適合事業者の従業員に対する適性評価手続の具体的な進め方はどうなるのか。	● 運用基準で、適合事業者の従業員についての適性評価の手続を規定することとしています。
			取扱者に指定されている間の異常を知る方法と、その後の対応の仕方はどうなるのか。	● 運用基準案で、職員や上司等に法第12条第1項第3号に該当する可能性があるものとして報告を求める具体的な事情を列記し、報告を受けた行政機関において、「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」に該当するか否かを判断することとしています。(IV9(1)ア) ● なお、ご指摘を踏まえ、適合事業者との契約で定めるべき事項として、施行令素案(たたき台)第16条第1項第5号で、適合事業者との契約で定める事項として、法第12条第1項第3号に規定する事情があると認められた場合における報告その他の措置の実施に関する事項を規定しました。
	施行期日その他所要の規定を設けること	附則第1条等		
			重要な秘密について、緊急やむを得ない場合に緊急廃棄することとできる仕組みを設けるのはやむを得ないのではないかと感じている。他方、これは例外的なものとするべきである。緊急廃棄については、現行の防衛秘密のように訓令ではなく、政令で要件を明確に規定するべきと考える。	● ご指摘を踏まえ、施行令素案(たたき台)第13条等において、行政機関の長等が講じるべき保護措置として、特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのそおれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による特定秘密文書等の廃棄について規定しました。
			「具体的な内容は検討中」とのことだが、歴史公文書扱いを前提として、破棄を禁止する方向でご検討いただきたい。	● 特定秘密を記録する文書の取扱いについては、現在の防衛秘密とは異なり、公文書管理法の適用を受けることを原則としています。歴史公文書としての取扱いについては、「運用基準案の盛り込むべき事項(案)へのコメント」もご参照ください。